

受付 番号	種 目 番 号 —	連 絡 先	委託担当 こども青少年局地域子育て支援課	ふりがなほそかわ 担当者名 細川 T E L 671-2455
----------	--------------	-------	-------------------------	---------------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 令和5年度横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）業務委託
- 2 履 行 場 所 委託者が指定する場所
- 3 履行期間
又は期限 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約 単価契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要 市内に住民登録を有する産後4か月未満の乳児及びその母であって、
次の各号のいずれかに該当する者に対して訪問によるケアを実施する。
(1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
(2) 家族等から十分な支援が受けられない者

8 部 分 払

■ す る (1 2 回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
訪問による 産後の母子のケア	令和5年4月～ 令和6年3月	実績による	回		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委 託 代 金 額

. —

内 訳 業 務 価 格

. —

消費税及び

地方消費税相当額

. —

令和5年度 横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）業務委託仕様書

1 件名

令和5年度 横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）業務委託

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 目的

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする。

4 一般的事項

(1) 「横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）」（以下「本事業」という。）は、横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施するものとし、関係法令を遵守するものとする。

(2) 受託者は、本事業の基本理念に基づいて、横浜市及び周産期の医療機関等と連携・協力し、事業を実施するものとする。

(3) 受託者は、次に掲げる資料を本事業の実施医療機関に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区福祉保健センター及び横浜市こども青少年局に報告するものとする。

ア 委託契約書及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 人事労務関係書類

エ 利用者関係書類

オ その他必要書類

5 実施医療機関

(1) 本事業の実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）は、横浜市こども青少年局長が本事業を実施するに相当と認める医療機関とする。

(2) 訪問を実施する助産師（以下「訪問助産師」という。）については、上記に定めた実施医療機関に属する者とし、かつ次の各号の要件を満たすものとする。

ア 一定以上の経験を有し、産婦に対し個別指導を行うことができること。

イ 支援内容の質を確保するために、科学的根拠に基づいた支援のみを実施すること。

ウ 区福祉保健センター及び横浜市こども青少年局と連携・調整を行うことができること。

6 人員配置

(1) 責任者の配置

本事業に係る責任者を配置すること

(2) 訪問型母子ケア

常時1人以上の助産師を配置すること

7 実施日及び実施時間

(1) 実施日は、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までとする。

(2) 実施時間は、原則として9時から17時までのうちの90分程度とする。

8 委託する業務の範囲

(1) 利用者への事前連絡（訪問の時刻・利用希望等の確認）及び日程変更等の対応。

(2) 利用者への横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）サービスの提供内容（母の心身の健康状態のチェック、乳房ケア、赤ちゃんの体重測定、沐浴指導、スキンケア、家庭での育児方法の相談など）の説明と同意

(3) 利用料の自己負担額の徴収と領収書の発行

(4) 母子訪問ケアにおいて、次のサービスの提供

市内にある母子の居宅に助産師が訪問し、医療行為の必要がないものについて、次に掲げる内容の母体及び乳児のケア、今後の育児に関する指導等を行う。

ア 産婦の心身の健康管理、生活面の相談及び指導

イ 乳房手当、乳房トラブルケア

ウ 授乳方法

エ スキンケア

オ 在宅での子育てに関する相談及び指導

カ その他必要とする保健指導

(5) 実施報告

サービス提供後、「横浜市電子申請・届出システム」を利用し、こども青少年局へ実施報告を行う。（事業者登録が必要）

(6) 費用請求事務

次の書類を作成し、翌月の10日までに横浜市が指定する場所に提出すること。

ア 横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）委託料請求書（第3号様式）

イ 横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）利用報告書（第4号様式）

ウ 横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）利用承認通知書（訪問助産師用）

(7) 利用者からの問い合わせへの対応

(8) 利用者からの苦情への対応

9 利用料及び利用者自己負担額について

1日の利用料は、8,400円とする。なお、交通費等の訪問に係る費用は利用料に含めることとする。

利用者の自己負担額は、4,000円とする。

10 委託料

横浜市は、実施要綱第11条で定める額を委託料として、受託者に支払う。

11 キャンセル料

利用者からのキャンセルの連絡が、利用日の前日の17時までになかった場合に限り、事業者は、利用者からキャンセル料を徴収することができる。キャンセル料は、2,000円とする。

12 事業実施に関する事項

- (1) 医療法（昭和23年法律205号）に定める市内の医療機関であること
- (2) 従事者に対し、年1回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。
- (3) 従事者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (4) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- (5) 利用者の居宅の環境衛生管理に十分配慮すること。
- (6) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めること。
- (7) 事故等の緊急事態の備え、契約後、速やかに同事業に関わる損害保険等に加入すること。
- (8) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。
- (9) 業務従事者の氏名をこども青少年局地域子育て支援課に報告すること。また、変更があった場合は、速やかに変更の届出を行うこと。
- (10) 事故やトラブル等が起こった場合には、別途定める様式で直ちに報告すること。

13 情報の取扱いに関する事項

個人情報保護の措置について、受託者は、別添の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。

14 調査

受託者は、受託業務について、横浜市から調査を求められた事項の報告に応じなければならない。

15 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、受託者とこども青少年局が協議し対応するものとする。